

鳥取県移住就業等支援事業補助金実施要領

第1 趣 旨

この要領は、鳥取県移住就業等支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは次に掲げるとおりとする。なお、以下に記載する地域社会振興部東部地域振興事務所、各総合事務所及び日野振興センターを総称して「総合事務所等」という。

- (1) 市町村長は鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第5条に係る申請書を別表のとおり、総合事務所等の長（以下「所長等」という。）に提出するものとする。
- (2) 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、市町村長に交付決定通知（要綱様式第3号）を行うものとする。
- (3) 事業終了後、市町村長は規則第17条に係る実績報告書を所長等に提出するものとする。
- (4) 所長等は、実績報告書の内容が適当と認めるときは、市町村長に規則第18条に係る額の確定通知を行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年11月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月28日から施行する。

別表

1 地 区	2 該当市町村	3 提出先
東 部	鳥取市、岩美町	地域社会振興部東部地域振興事務所
八 頭	八頭町、若桜町、智頭町	地域社会振興部東部地域振興事務所
中 部	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、 琴浦町、北栄町	中部総合事務所県民福祉局
西 部	米子市、境港市、大山町、 南部町、伯耆町、日吉津村	西部総合事務所県民福祉局
日 野	日南町、日野町、江府町	西部総合事務所日野振興センター日野振興局